

被扶養者認定に係る基準及び取扱い

平成 29 年度版

山梨県市町村職員共済組合

目次

1	被扶養者の範囲	P 1
2	被扶養者として認定されない者	P 2
3	被扶養者の生計維持関係	P 3
4	共済組合における所得の取扱い	P 4
5	被扶養者認定の効力と消滅	P 5
6	被扶養者資格確認調査（検認）について	P 7
7	配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱いについて	P 7

被扶養者の手続きに関する提出書類について

○被扶養者「認定」に伴う提出書類（具体例）	P 8
○被扶養者「継続認定」に伴う提出書類（具体例）	P 12
○提出書類参考	P 14
○被扶養者「取消」に伴う提出書類（具体例）	P 16
参考（関連法抜粋）	P 18

被扶養者に関しては、地方公務員等共済組合法第2条第1項第2号にその定義が、同法第55条及び同法施行規程第94条に届出の義務並びに認定の効力が、同法関係運用方針第1章第2条関係第1項第2号に具体的な取扱いの概要がそれぞれ規定されているところであるが、山梨県市町村職員共済組合（以下「当組合」という。）においては、被扶養者の公正かつ適正な認定及び資格管理を積極的に推進することを目的として、次により事務を取扱うものとする。

1 被扶養者の範囲

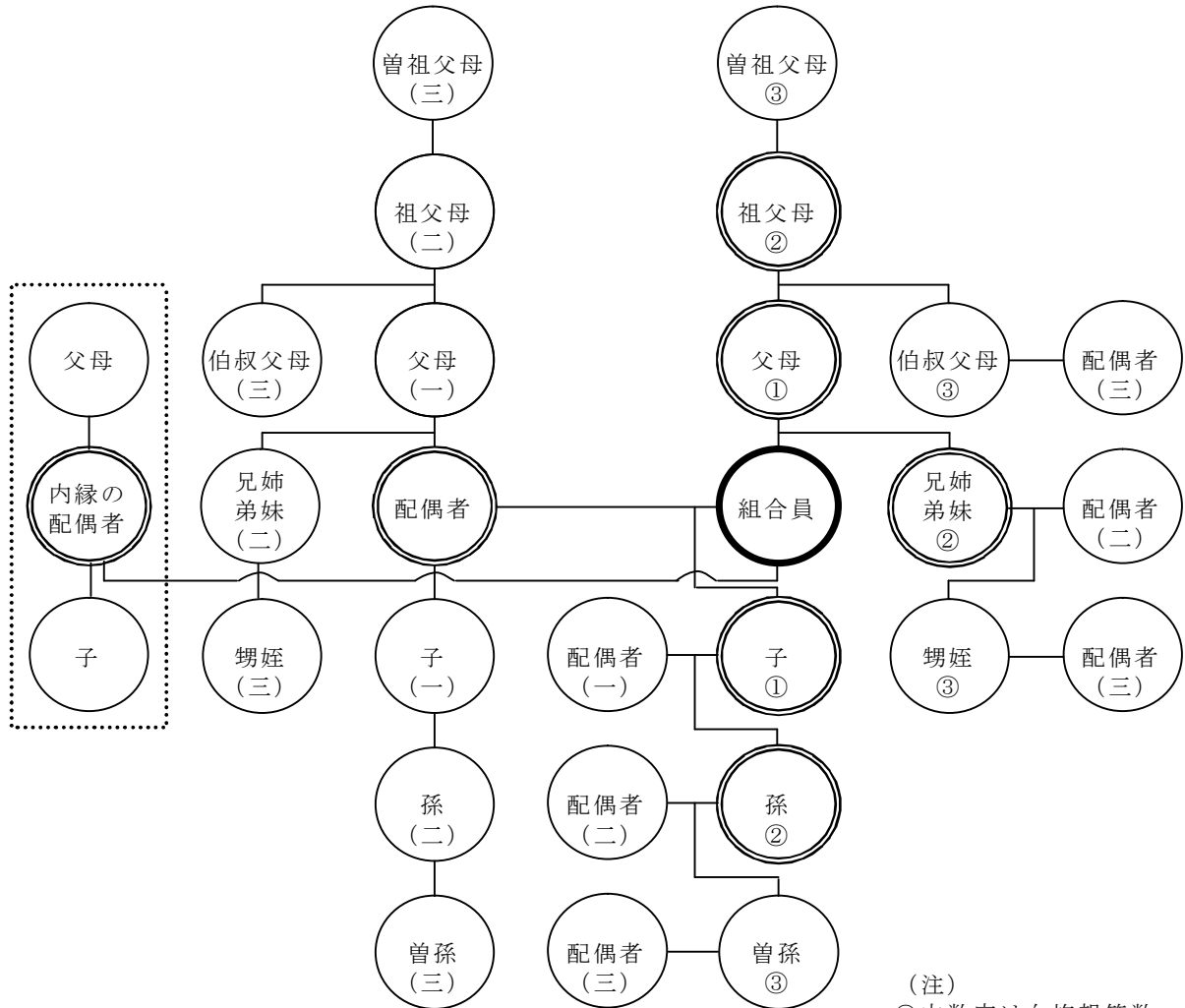
組合員の三親等内の親族であって、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条第1項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を受けている者、及び扶養手当は受けていないが「主として組合員の収入により生計を維持している者」で次に掲げる者をいう。ただし、18歳以上60歳未満の者を除く。

- (1) 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。
- (2) 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で（1）に掲げる者以外の者。
- (3) 組合員の配偶者で、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む）で組合員と同一の世帯に属する者。
- (4) 18歳以上60歳未満の者であっても、前各号に掲げる者のうち、次に掲げる者で組合員の収入により生計を維持している者。
 - ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校並びに監督官庁の許可を受けている学校法人又は各種学校（修学期間1年以上のもの）の学生等。
※中退した時は継続手続きが必要（P12参照）
 - ② 就労能力を恒久的に喪失した重度障害者。
 - ③ 病気又は負傷のため療養中であり、就労能力を失っている者。
 - ④ 所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者又は扶養親族とされている者。
 - ⑤ その他扶養しなければならない事実が明確であると当組合が認めた者。

〈用語の意義〉

- ア 「子」とは、実子及び養子をいう。
- イ 「父母」とは、実父母及び養父母をいう。
- ウ 「孫」とは、実子の実子、実子の養子、養子の実子及び養子の養子をいう。
- エ 「祖父母」とは、実父母の実父母、実父母の養父母、養父母の実父母及び養父母の養父母をいう。
- オ 「兄弟姉妹」とは、実父母の子である兄弟姉妹及び養父母の子である兄弟姉妹をいう。
- カ 「三親等内の親族」とは、図に掲げる三親等内の血族及び姻族をいう。
- キ 「組合員と同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合（住民票上同一世帯であること）をいう。ただし、病院勤務の看護師のように勤務上別居を要する場合、もしくはこれに順ずる場合又は転勤等の際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しない。

図



(注)
 ○内数字は血族親等数
 ()内数字は姻族親等数を示します。

◎は生計維持関係のみが条件 ○は生計維持関係と同一世帯が条件

2 被扶養者として認定されない者

次に掲げる者は、被扶養者の範囲内であっても被扶養者として認定しない。

- (1) 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者。
- (2) その家族について組合員以外の者が、国又は地方公共団体から扶養手当又はこれに相当する手当を受けている者。
- (3) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合においては、その組合員が主たる扶養者でない者。
- (4) 年額1,300,000円以上の収入がある者。ただし60歳以上の公的年金受給者又は障害を支給事由とする年金受給者にあつては1,800,000円以上の収入がある者。
- (5) 75歳以上の後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の被保険者である者。
- (6) 法人の代表取締役となっている者(代表取締役であっても報酬を得ていない場合は社会保険へ強制加入が適用されないため認定は可。また、役員については非常勤等により社会保険への加入が適用されない場合で且つ労務の対価ではない報酬しかなく、その報酬と他の収入の合計が収入基準内であれば認定は可とする。)

3 被扶養者の生計維持関係

「主として組合員の収入により生計を維持する」ことの認定に関しては、一般職給与法に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例及び健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）における被扶養者の認定の取扱いを参酌して行うものとする。なお、「同一世帯」とは住民票上同一の住所に居住していることである。

(1) 認定対象者が組合員と同一世帯に属する場合

認定対象者の年間収入が 1,300,000 円未満（60 歳以上の公的年金受給者又は障害を支給事由とする年金受給者にあつては 1,800,000 円未満）である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。

(2) 認定対象者が組合員と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が 1,300,000 円未満（60 歳以上の公的年金受給者又は障害を支給事由とする年金受給者にあつては 1,800,000 円未満）であつて、かつ、当該年間収入の 2 分の 1 以上を組合員が生活費として援助（仕送り※）している場合（但し、最低限 1 人世帯月 50,000 円以上、2 人世帯月 90,000 円以上）は、原則として被扶養者に該当するものとする。なお、仕送りを要する者が被扶養者の資格を取り消すこととなった場合は、認定時或いは検認時から取り消すまでの間の仕送りを確認する。

※ 仕送りは被扶養者の毎月の生活を経済的に支援する資金であることから、金融機関からの毎月の「振込み」によるもの以外は認めない。

(3) 夫婦共同扶養の場合

夫婦共同扶養（組合員が他の者と共同して同一人を扶養する）の場合における扶養者の認定にあつては、その家計の実態及び社会通念等を総合的に勘案し、次により取り扱うものとする。

- ① 一般給与法に規定する扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合は、その支給を受けている者の被扶養者として認定するものとする。
- ② ①以外の場合には、共同扶養している双方の年間収入を比較し、組合員の年間収入が一方の年間収入より多いとき、又は双方の年間収入が同程度（1 割以内）であるときは、被扶養者申告書を提出した組合員の被扶養者として認定するものとする。
- ③ 祖父母を認定する場合、扶養義務者は父母を優先し、孫を認定する場合は子を優先して主たる生計維持者を判断するものとする。

(4) 夫婦相互扶助の場合

夫婦は相互間で自己の生活限度を下げてでも自己と同程度の生活を維持させる義務があるという民法上の観点から被扶養者の認定においても同様に考え取り扱うこととする。

- ① 父母またはそのどちらかを被扶養者として認定する場合は、夫婦相互扶助の義務に基づき、父母の収入合算額がそれぞれに適用される収入限度額の合算未満であることと個々の収入がそれぞれに適用される収入限度額未満であることの両方が条件となる。
- ② 父母のどちらかが社会保険に加入している場合は、その社会保険の被扶養者になれることから認定は不可とする。

(5) 父母等を認定する際に組合員以外に兄弟姉妹の共同扶養者がいる場合

組合員以外にも共同扶養者がいる場合については、原則として収入が一番多い者が第一扶養義務者となるため、その者の被扶養者とする。なお、組合員が別居しており兄弟姉妹が同居している場合は、原則として同居している者が第一扶養義務者となるため、組合員からの仕送りの事実があってもその者の被扶養者とする。

4 共済組合における所得の取扱い

ここでいう所得とは、所得税法上の課税対象所得をさすものではなく、次に掲げる所得の合計年額で、非課税所得（障害年金、遺族年金等）も含めたその者の恒常的な所得の現況により算定される収入の総額をいう。したがって扶養の事実が発生したときから将来に向かって恒常的に得ることが予測できる年間収入をいうものであり、暦年又は年度によって期間を限定して得られた収入ではないものである。

(1) 給与所得者

給与所得とは所得税法上の給与所得控除前の総支給額（通勤手当を含む）をいう。

- ① アルバイトやパート等の給与所得の場合は、年額でなく月額で判断するほうが実情に即しているため、季節的雇用と異なり将来に向かって雇用の継続が予想される限り、毎月の所得が、1,300,000円を12月で除した108,334円（60歳以上の公的年金受給者又は障害を支給事由とする年金受給者にあつては1,800,000円を12月で除した150,000円）以上となった場合は、年額1,300,000円（1,800,000円）以上の所得が見込めるものと判断する。

毎月の所得が一定していない場合は、3ヶ月の平均所得が108,334円（150,000円）以上となった時点で、その最初の月に遡って被扶養者資格を取り消すものとする。ただし、1月から12月までの総支給額が、年額1,300,000円未満となるよう事業主と契約をされている場合には、事業主に雇用証明書へその旨の証明をしてもらうことにより被扶養者として継続することができるが、実際の総支給額が年額1,300,000円以上となった場合は、その年の1月1日に遡って認定を取り消すこととなる。

- ② 当初から雇用期間が明らかになっている季節的なアルバイト等は、毎月の所得が108,334円（150,000円）以上となっても、所得の総額が1,300,000円（年金額と合わせて1,800,000円）を超えなければ認定することとする。
- ③ 雇用契約の変更等により、毎月の所得が108,334円未満となった場合は、雇用証明書もしくは直近3ヶ月の所得がすべて108,334円未満であることの確認をもって認定することとする。

(2) 年金所得者

退職・老齢年金のほか障害年金、遺族年金、扶助料、農業者年金、個人年金等すべての年金を対象とする。また、所得税、介護保険料控除前の総支給額にて判断する。

(3) 雇用保険又は社会保険各法に基づく休業手当金等の受給者

日額3,612円以上の場合、受給期間中は被扶養者資格を取り消すものとする。

(4) 事業所得者等（事業・農業・不動産所得）

所得税法上の所得と異なり、社会通念上明らかに当該収入を得るために必要と認められる経費に限り、その実額を控除して得た額を所得とする。

必要経費として認められるものは以下のとおりである。

事業所得（売上原価・給料賃金・外注工賃・地代家賃・光熱給水費・修繕費・消耗品費）

農業所得（雇人費・小作料・賃借料・種苗費・素畜費・肥料費・飼料費・農具費・農薬衛生費・修繕費・動力光熱費・諸材料費）

不動産所得（給料賃金・地代家賃・修繕費）

なお、事業の種類によってはこれ以外の経費についても認められるものがある。

(5) 株式投資を行っている者

株式投資を行っている者の被扶養者認定については、株式を取得する資力があることから、今後も継続する意思がある場合には認定は行わない。

- ① 株式の額面にかかわらず、認定以後の継続投資の有無を確認し、継続投資する意思がある場合については認定は行わない。認定後の資格確認調査（検認）等で継続投資していたことが発覚した場合は認定時に遡って取り消すこととする。
- ② 株式を引き続き保有している者については、株式の売却については通常一時所得として捉えるが、配当金については恒常的に見込まれることから、配当金を含めた年間所得が1,300,000円未満である場合については継続認定することができる。また、保有している株を売却するだけであれば一時所得となるため年間収入には含まれない。
- ③ 株式を譲渡等により新たに取得した者については、②と同様とする。ただし、資格確認調査（検認）等で継続投資していたことが発覚した場合はその事実が判明した日（確定申告の受付日等）に遡って取り消すこととする。

(6) 司法修習生に貸与される修習資金

主として月々の生活費を支援することを目的とした資金の提供と考えられるため、恒常的な収入となる。

(7) 土地の譲渡所得や遺産相続

一時的なものについては含まれないが、恒常的なもの（2年以上に渡って得るもの）であれば所得に含む。

(8) その他の所得

利子所得・配当所得・健康保険法による傷病手当金や出産手当金についても所得となる。

5 被扶養者認定の効力と消滅

(1) 被扶養者の認定の申告

新たに組合員となった者に被扶養者となるべき者がある場合又は組合員に新たに被扶養者となるべき要件を備えた者が生じた場合には、その「事実が生じた日」からそれぞれ効力が発生する。

ただし、組合員となった日又は事実の生じた日から30日以内に被扶養者申告が提出されない場合には、その申告を所属所もしくは当組合で受理した日から効力が発生するものとする（地方公務員等共済組合法第55条第2項「被扶養者に係る届出及び短期給付」）。なお、その際に「遅延理由書」の提出が必要になる場合もある。

また、提出された「被扶養者申告書」については、当組合の受付日より3ヶ月以内に手続きを終了しなければならない。

なお、3ヶ月が経過してしまった申告書については無効とし、その後も申請を希望する者については、再度「被扶養者申告書」を作成し、その申告書を所属所で受け付けた日を事実の生じた日とする。

「事実が生じた日」とは、

- ア 新たに組合員となったときは、組合員となった日
- イ 出生のときは出生日
- ウ 結婚したときは婚姻日（もしくは事実上婚姻関係と同様の事情が生じた日）
- エ 会社等を退職したことにより被扶養者の要件を満たすことになったときは、退職日の翌日
- オ 年金の裁定通知により被扶養者の要件を満たすことになったときは、裁定通知等の通知日
- カ 雇用保険等の受給が終了したときは、給付期間満了日の翌日
- キ 同居により被扶養者の要件を満たすことになったときは、その同居した日
- ク 雇用契約の変更等で給与収入が減少したことにより被扶養者の要件を満たすこととなったときは、雇用契約を変更した日もしくは3ヶ月連続して給与収入がすべて108,334円未満になった翌月
- ケ 確定申告により事業所得等が扶養範囲内の収入となったときは確定申告書の受付日

(2) 被扶養者の取消の申告

被扶養者の資格は、その要件を「欠くに至った日」から消滅する。

「被扶養者の要件を欠くに至った日」とは

- ア 死亡したときは、死亡した翌日
- イ 離婚により事実上婚姻関係がなくなったとき及び親権者を定めたときは離婚成立日及び親権を定めた日（事実発生日）の翌日
- ウ 年金等の受給開始及び改定により基準額を超えることとなったときは、当該年金額を知り得た日（裁定通知等の通知日）
- エ 就職により他の健康保険制度の被保険者となったときは、就職した日
- オ パート及び臨時職員等により給与収入があるときは、その恒常的収入が月額108,334円以上となった日（パート等、収入月額に変動がある場合は3ヶ月の平均月額が108,334円以上となった最初の月の初日）
- カ 給与収入が年間1,300,000円未満になるよう契約していたが、1,300,000円以上となったときは、当該年の1月1日
- キ 雇用保険（基本手当日額が3,612円以上）を受給するときは、給付期間開始日
- ク 同居を条件とする被扶養者が別居したときは、その別居をした日
- ケ 仕送りを必要とする被扶養者に対する仕送りの確認ができないときは、仕送りの確認ができなかった月の初日
- コ 事業所得等の所得が収入基準額を上回ったときは、確定申告書の受付日
- サ その他、生計関係がなくなった場合は、そのなくなった日

(3) 被扶養者の継続認定の申告

被扶養者の継続認定においては、有効期限の翌日以降のその者の状況を確認し、継続の可否を判断する。そのため、当組合からの特別な指示等がない限りは、原則有効期限の翌日から30日以内に手続きを行うものとする。ただし、急を要する者については、理由や状況等を確認し、当組合で継続認定可能と判断された場合については有効期限の直前（概ね一週間前）に手続きを行えるものとするが、そうでない者が有効期限の到来日より前に申告された場合、申告書類を返却もしくは有効期限の翌日以降の状況が確認できるまでは継続認定処理は行わないものとする。

(4) 関係書類の請求

組合は認定誤りのないよう事実確認を行う義務があるため、組合員に対し被扶養者申告書並びに関連添付書類の提出を求めることができる（地方公務員等共済組合法第144条の32第2項「地方職員共済組合の報告徴取等」）。

また、申告及び検認時等において内容に疑義が生じた場合は、質問及び添付資料等の追加を求めることができ、その結果、虚偽の申告があったことが判明した場合や正当な理由なく書類提出を拒否した場合は、認定を不可又はその要件を欠くに至った日まで遡って認定を取り消すものとする。これにより医療費等の返還が生じたときは、組合員に請求するものとする。

6 被扶養者資格確認調査（検認）について

短期給付財政の安定化を図り医療費増嵩対策事業の一環として、被扶養者の適正な認定を積極的に推進するために、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第97条及び山梨県市町村職員共済組合運営規則第6条の2の規定に基づき、被扶養者資格確認調査（検認）を毎年実施することとする（調査対象者はその年により異なる）。

この被扶養者資格確認調査（検認）の結果、被扶養者としての要件を備えていないことが判明した場合は、その要件を欠くに至った日まで遡って認定を取り消すこととし、また、調査書の未提出者及び未提出書類がある者に対し、請求したにもかかわらず、正当な理由もなく提出を拒否した場合も認定から外れているものと判断し、認定時あるいは調査対象期間の初日に遡って認定を取り消すこととする。これにより医療費等の返還が生じたときは、組合員に請求するものとする。

7 配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱いについて

被扶養者の取消手続きについては、組合員からの「被扶養者申告書」等の提出に基づき行われるが、配偶者である組合員からの暴力を受けた被扶養者（以下「被害者」という。）が、被扶養者から外れるに当たっては、当該組合員から届出がなされなくても、被害者から女性相談所等が発行する「配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書」を添付して被扶養者の取消しの申出がなされた場合には、認定を取り消すことができる。また、当該被害者の同伴者についても同様に取扱うことができる。

なお、裁判所が発行する保護命令に係る書類や、配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明についても同様に取扱うこととする。

被扶養者の手続きに関する提出書類について

※ それぞれの事例により、当組合で必要と判断した場合には、以下に掲げていない書類を求められることがある（地方公務員等共済組合法第144条の3第2項「地方職員共済組合の報告徴取等」参照）。

被扶養者「認定」に伴う提出書類（具体例）

※下線の提出書類についてはP14「提出書類参考」を参照

1 組合員の資格取得に伴い妻を被扶養者として認定する場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 扶養親族届書の写し
- ③ 生計維持関係等確認書類
- ④ 家族状況調書
- ⑤ 所得証明書
- ⑥ 所得証明書に収入・所得がある場合
 - ・（現在就労している場合）・・・雇用証明書
 - ・（仕事を辞めている場合）・・・雇用保険関係書類、健康保険資格喪失証明書
もしくは退職証明書（国民健康保険の場合は証の写し）
 - ・（その他所得がある場合）・・・確定申告書及び収支内訳書の写し
- ⑦ 20歳以上60歳未満の場合は『国民年金第3号被保険者資格取得届』
- ⑧ 年金を受給している場合は『年金額の分かるもの』

2 組合員の資格取得に伴い子を被扶養者として認定する場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 扶養親族届の写し
- ③ 家族状況調書
- ④ 生計維持関係等確認書類
- ⑤ 学生の場合は『在学証明書』、学生以外の者は『所得証明書』
- ⑥ パート・アルバイト等されている者は『雇用証明書』
- ⑦ 場合によっては配偶者の収入の分かるものを求める場合もある

3 退職した者を被扶養者として認定する場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 扶養親族届の写し
- ③ 家族状況調書
- ④ 生計維持関係等確認書類
- ⑤ 所得証明書
- ⑥ 共同扶養者がいる場合は、その者の現状を『家族状況調書』へ記入するとともに、その者の収入がわかる『所得証明書』等
- ⑦ 健康保険資格喪失証明書もしくは退職証明書の写し
- ⑧ 20歳以上60歳未満の配偶者の場合は『国民年金第3号被保険者資格取得届』
- ⑨ 年金を受給している場合は『年金額の分かるもの』
- ⑩ 雇用保険関係書類

- ⑪ 場合によっては組合員及び配偶者の収入の分かるものを求める場合もある

4 出生した子を被扶養者として認定する場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 扶養親族届書の写し
- ③ 場合によっては組合員及び配偶者の収入の分かるものを求める場合もある

5 パート・アルバイトをしているが収入が少ないため被扶養者として認定する場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 扶養親族届書の写し
- ③ 生計維持関係等確認書類
- ④ 家族状況調書
- ⑤ 所得証明書
- ⑥ 健康保険資格喪失証明書もしくは退職証明書の写し（国民健康保険の場合は証の写し）
- ⑦ 雇用証明書
- ⑧ 20歳以上60歳未満の配偶者の場合は『国民年金第3号被保険者資格取得届』
- ⑨ 共同扶養者がいる場合は、その者の現状を『家族状況調書』へ記入するとともに、その者の収入がわかる『所得証明書』等
- ⑩ 場合によっては組合員及び配偶者の収入の分かるものを求める場合もある

6 雇用保険受給満了により認定する場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 扶養親族届書の写し
- ③ 家族状況調書
- ④ 雇用保険受給資格者証の（第1面）・（第3面）の写し（支給終了と印字されているもの）
- ⑤ 20歳以上60歳未満の配偶者の場合は『国民年金第3号被保険者資格取得届』
- ⑥ 場合によっては組合員及び配偶者の収入の分かるものを求める場合もある
- ⑦ 当該失業給付の受給開始により被扶養者の取消しをしていない者、或いは支給終了から30日を超えて申告があった場合は「3退職した者を被扶養者として認定する場合」による

7 配偶者の被扶養者だった者を配偶者が会社等を退職したことにより組合員が被扶養者として認定する場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 扶養親族届書の写し
- ③ 家族状況調書
- ④ 生計維持関係等確認書類
- ⑤ 学生の場合は『在学証明書』、学生以外の者は『所得証明書』
- ⑥ 従前加入していた健康保険の『資格喪失証明書』
- ⑦ 配偶者の所得証明書

8 配偶者の収入減に伴い子を組合員が被扶養者として認定する場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 扶養親族届書の写し
- ③ 家族状況調書

- ④ 生計維持関係等確認書類
- ⑤ 配偶者の『所得証明書』等
- ⑥ 学生の場合は『在学証明書』、学生以外の者は『所得証明書』
- ⑦ 従前加入していた健康保険の『資格喪失証明書』（国民健康保険の場合は証の写し）

9 結婚した妻を被扶養者として認定する場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 扶養親族届書の写し
- ③ 家族状況調書
- ④ 生計維持関係等確認書類
- ⑤ 所得証明書
- ⑥ 所得証明書に収入・所得がある場合
 - ・（現在就労している場合）・・・雇用証明書
 - ・（仕事を辞めている場合）・・・雇用保険関係書類
 - ・（その他所得がある場合）・・・確定申告書及び収支内訳書の写し
- ⑦ 従前加入していた健康保険の『資格喪失証明書』（国民健康保険の場合は証の写し）
- ⑧ 戸籍謄本
- ⑨ 世帯全員の住民票
- ⑩ 20歳以上60歳未満の配偶者の場合は『国民年金第3号被保険者資格取得届』

10 同居している父母を被扶養者として認定する場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 扶養親族届書の写し
- ③ 家族状況調書
- ④ 生計維持関係等確認書類
- ⑤ 父母の所得証明書
- ⑥ 所得証明書に収入・所得がある場合
 - ・（現在就労している場合）・・・雇用証明書
 - ・（仕事を辞めている場合）・・・雇用保険関係書類
 - ・（その他所得がある場合）・・・確定申告書及び収支内訳書の写し
- ⑦ 年金額の分かるもの
- ⑧ 共同扶養者（組合員以外の父母の子）が同居している場合は、その者の現状を『家族状況調書』へ記入するとともに、その者の収入が分かる『所得証明書』等
- ⑨ 従前加入していた健康保険の『資格喪失証明書』（国民健康保険の場合は証の写し）

11 別居している父母を被扶養者として認定する場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 扶養親族届書の写し
- ③ 家族状況調書
- ④ 父母の所得証明書
- ⑤ 所得証明書に収入・所得がある場合
 - ・（現在就労している場合）・・・雇用証明書
 - ・（仕事を辞めている場合）・・・雇用保険関係書類
 - ・（その他所得がある場合）・・・確定申告書及び収支内訳書の写し

- ⑥ 年金額の分かるもの
- ⑦ 改製原戸籍謄本
- ⑧ 父母の世帯全員の住民票
- ⑨ 共同扶養者（組合員以外の父母の子）が同居している場合は、その者の現状を『家族状況調書』へ記入するとともに、その者の収入が分かる『所得証明書』等
- ⑩ 仕送り額の分かるもの（初めての場合は一度振り込んでもらう必要がある）
- ⑪ 従前加入していた健康保険の『資格喪失証明書』（国民健康保険の場合は証の写し）

12 組合員の兄弟姉妹を被扶養者として認定する場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 扶養親族届書の写し
- ③ 家族状況調書
- ④ 生計維持関係等確認書類
- ⑤ 所得証明書
- ⑥ 父母の収入が分かる『所得証明書』等
- ⑦ 同一世帯に他に収入がある者がいる場合は、その者の『所得証明書』等
- ⑧ 従前加入していた健康保険の『資格喪失証明書』（国民健康保険の場合は証の写し）

被扶養者「継続認定」に伴う提出書類（具体例）

- ※ 下線の提出書類についてはP 1 4 「提出書類参考」を参照
- ※ それぞれの事例により、当組合で必要と判断した場合には、以下に掲げていない書類を求めることがある（地方公務員等共済組合法第144条の3第2項「地方職員共済組合の報告徴取等」参照）。
- ※ 有効期限の翌日以降のその者の状況を確認し、継続の可否を判断するため、当組合からの特別な指示等がない限りは、原則有効期限の翌日から30日以内に手続きを行うものとする。

13 家事手伝い又は求職中のため（18歳以上60歳未満の者にあつては1年更新）

- ① 被扶養者申告書
- ② 家族状況調書
- ③ 所得証明書
- ④ 生計維持関係等確認書類
- ⑤ 組合員被扶養者証
- ⑥ 同一世帯に他に収入がある者がいる場合は、その者の『所得証明書』等を求める場合もある
- ⑦ 2年以上求職活動をしている者にあつては、『家族状況調書』に求職活動についての詳細を記入するとともに、別途「公共職業安定所の求職をした受付票（写し）」又は「採用試験等に関する受験票（写し）」等、求職活動中であることが客観的に確認できる書類を求める場合もある

14 子が高校・大学等に進学したため

- ① 被扶養者申告書
- ② 在学証明書
- ③ 同一世帯に他に収入がある者がいる場合は、その者の『所得証明書』を求める場合もある
- ④ 通信制・定時制の学校、或いは学校法人でない学校に在学する場合は1年更新となり2年目以降の手続き時に『所得証明書』を求める
- ⑤ 組合員被扶養者証

15 パート・アルバイト等をしているが収入が少ないため（18歳以上60歳未満の者にあつては1年更新）

- ① 被扶養者申告書
- ② 家族状況調書
- ③ 所得証明書
- ④ 雇用証明書
- ⑤ 生計維持関係等確認書類
- ⑥ 組合員被扶養者証
- ⑦ 同一世帯に他に収入がある者がいる場合は、その者の『所得証明書』を求める場合もある

16 認定期間中に大学や専門学校を退学し、アルバイト（無職）をしているため

- ① 被扶養者申告書
- ② 家族状況調書

- ③ 生計維持関係等確認書類
- ④ 退学の事実を証明するもの
- ⑤ 所得証明書
- ⑥ 雇用証明書（アルバイトをしている場合）
- ⑦ 同一世帯に他に収入がある者がいる場合は、その者の『所得証明書』等を求める場合もある

17 就職したが試用期間中は社会保険に加入できないため

- ① 被扶養者申告書
- ② 家族状況調書
- ③ 生計維持関係等確認書類
- ④ 所得証明書
- ⑤ 雇用証明書（試用期間中であることと試用期間を必ず記入してもらう）
- ⑥ 同一世帯に他に収入がある者がいる場合は、その者の『所得証明書』等を求める場合もある

18 大学を卒業後、海外へ留学（ワーキングホリデー）するため

- ① 被扶養者申告書
- ② 家族状況調書
- ③ 生計維持関係等確認書類
- ④ 所得証明書
- ⑤ 大学等へ留学の場合は在学証明書
- ⑥ ワーキングホリデーの場合は仕送りが分かるもの
※ ただし、海外送金の場合は手数料等が高額になってしまうため、毎月の送金ではなく最初に一括送金でも可とする
- ⑦ 同一世帯に他に収入がある者がいる場合は、その者の『所得証明書』等を求める場合もある

－提出書類参考－

◇扶養親族届書の写し

- 扶養手当が支給される場合には提出すること。
- 扶養手当の支給がない者の場合は、生計維持関係等確認書類を参照。

◇世帯全員の住民票

- 筆頭者、世帯主等記載内容が省略されていないもの。

◇仕送り額の分かるもの

- 住民票上、地番枝番までに完全に一致しない場合は別居と解すため、仕送りが必要となる。
- 銀行の『振込受領書』又は『ATM利用明細書』等の写しで振込人と受取人の氏名、金額、日付が1枚で確認できるもの。
- ※ 通帳の写しによる確認、手渡しによる仕送りは一切認めない。

◇生計維持関係等確認書類

(同居であることが条件の続柄の者)

- 世帯全員の住民票。

(父母・祖父母・及び扶養手当の支給がない子・孫・兄弟姉妹)

- 同居している場合『世帯全員の住民票』。
- 別居している場合『仕送り額の分かるもの』。
- 場合によっては『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の写し』を求める場合もある。

(扶養手当の支給がない配偶者)

- 『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の写し』。

(扶養手当の支給がある配偶者・子・孫・兄弟姉妹)

- 生計維持関係等確認書類は要さない。

(その他)

- 認定対象者と組合員との続柄、或いは婚姻日等の扶養事実の発生日、又は他に扶養できる者がいないかどうかの確認のために『戸籍謄本』（記載内容が省略されていないもの）、『世帯全員の住民票』及び『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の写し』を求める場合もある。

◇所得証明書

- 最新のもの（収入が記載されているものであれば『(非)課税証明書』でも可)。

◇年金額の分かるもの

- 退職・老齢年金のほか、障害年金、遺族年金、扶助料、農業者年金、個人年金等を受給している場合には提出が必要。
- 今後1年間の収入額を確認する必要があるため、直近の『改定通知書』又は『振込通知書』の写しが必要。なお、『源泉徴収票』では、年の途中で受給開始や増額改定がされていた場合に、その時点で認定基準額を超えている可能性があるため添付書類として認めていない。
- 60歳以上の場合は必ず年金受給の有無の確認をし、受給がない場合は『家族状況調書』にその旨を記入すること。

◇雇用保険関係書類

(雇用保険に加入していた場合)

- 雇用保険を受給する場合は『雇用保険被保険者離職票1と2の写し』及び『誓約書』。

(雇用保険を受給しない又は退職時雇用保険被保険者離職票1と2の交付を希望していない場合)

- 『雇用保険被保険者離職票1と2の原本』又は『雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し』。

(雇用保険の受給がすでに終了している場合)

- 『雇用保険受給資格者証の(第1面)及び(第3面)の写し』。

(雇用保険に未加入だった場合)

- 退職証明書。
- 雇用保険未加入証明書(社会保険料の控除がされていない『退職日の記載のある源泉徴収票の写し』又は雇用保険料が控除されていない『直近2、3ヶ月分の給与明細書の写し』。『退職証明書』の中に雇用保険未加入の記載がある場合は不要)。

(公務員の場合)

- 発令通知書の写し(雇用保険の適用がないため)。

(パート等新たに就職し、雇用保険に加入している場合)

- 雇用証明書。

被扶養者「取消」に伴う提出書類（具体例）

※ それぞれの事例により、当組合で必要と判断した場合には、以下に掲げていない書類を求めることがある（地方公務員等共済組合法第144条の32第2項「地方職員共済組合の報告徴取等」参照）。

1 有効期限が切れると同時に取り消す場合（大学等卒業後に就職する場合）

- ① 被扶養者申告書
- ② 組合員被扶養者証

2 認定期間中の就職により取り消す場合（就職先で被用者年金制度に加入したとき）

- ① 被扶養者申告書
- ② 『新しく加入した保険証の写し』又は『就職したことが分かるものの写し』
- ③ 組合員被扶養者証
- ④ 認定期間中、収入があった者については直近の被扶養者資格確認調査（検認）時以降又は認定（継続含む）手続き以降の『給与明細書の写し』又は『雇用証明書』等

3 収入が増えたことにより取り消す場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 『雇用証明書』又は就職した日以降の『給与明細書の写し』
- ③ 20歳以上60歳未満の配偶者の場合は『国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届』
- ④ 組合員被扶養者証

4 死亡により取り消す場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 組合員被扶養者証
- ③ 死亡日が分かるものの写し
- ④ 20歳以上60歳未満の配偶者の場合は『国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届』

5 給付日額が3,612円以上の失業給付等の受給により取り消す場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 雇用保険受給資格者証の（第1面）及び（第3面）の写し
- ③ 組合員被扶養者証
- ④ 20歳以上60歳未満の配偶者の場合は『国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届』

6 別居により組合員との生計維持関係がなくなったことにより取り消す場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 組合員被扶養者証
- ③ 扶養手当の支給がなくなったことが分かるもの
- ④ 別居したことが分かる住民票等の写し
- ⑤ 20歳以上60歳未満の配偶者の場合は『国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届』

7 離婚により取り消す場合（親権者が配偶者に定まった場合の子の取消しを含む）

- ① 被扶養者申告書

- ② 除籍されていることが分かる『戸籍謄本』を求めるが協議離婚の場合は、市町村長が証明する『受理証明書』
- ③ 組合員被扶養者証
- ④ 20歳以上60歳未満の配偶者の場合は『国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届』

8 年金額の決定・改定（変更）に伴い基準額を超えたことにより取り消す場合

年金額を知り得た日（受給権発生日の翌月1日又は『裁定通知書（年金証書）』等の通知日のいずれか遅い日）が取消日となる

- ① 被扶養者申告書
- ② 『裁定通知書（年金証書）の写し』又は『年金決定通知書・支給額変更通知書の写し』等
- ③ 組合員被扶養者証
- ④ 20歳以上60歳未満の配偶者の場合は『国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届』
- ⑤ 場合によっては、通帳の写し等を求める。また、上記『裁定通知書』等を紛失し添付できない場合には、年金額を知り得た日が確認できないため、受給権が生じた日の翌月1日をもって認定を取り消すこととする。

9 主たる生計維持者の変更により組合員以外の者が扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けることにより取り消す場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 扶養手当の支給がなくなったことが分かる『扶養親族届の写し』
- ③ 組合員被扶養者証
- ④ 場合によっては配偶者の収入を確認することもある

10 被扶養者であった子が結婚したことにより取り消す場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 婚姻したことがわかるもの（戸籍謄本又は新しく加入した保険証の写し）
- ③ 組合員被扶養者証

参考（関連法抜粋）

○地方公務員等共済組合法第2条第1項2号

被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの

ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一世帯に属するもの

○地方公務員等共済組合法第55条（被扶養者に係る届出及び短期給付）

新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その組合員は、主務省令で定める手続きにより、その旨を組合員に届け出なければならない。

一 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。

二 被扶養者がその要件を欠くに至つたこと。

2 被扶養者に係る短期給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行うものとする。ただし、同項（第二号を除く。）の規定による届出がその組合員となつた日又はその事実の生じた日から三十日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行うものとする。

○地方公務員等共済組合法第144条の32（地方職員共済組合の報告徴取等）

地方職員共済組合は、総務省令で定めるところにより、団体に、その使用する団体組合員の異動、給与等に関し、報告をさせ、又は文書を提示させ、その他団体組合員業務の執行に必要な事務を行わせることができる。

2 地方職員共済組合は、総務省令で定めるところにより、団体組合員又は団体組合員に係る長期給付を受けるべき者に、地方職員共済組合又は団体に対して、団体組合員業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

○地方公務員等共済組合法施行規程第94条（被扶養者の申告）

組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その組合員は、遅延なく、次に掲げる事項を記載した被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。ただし、後期高齢者医療の被保険者等に該当し被扶養者がその要件を欠くに至つた場合で、組合がその事実を組合員原票、被扶養者申告書その他組合が保有する書面により確認したときは、この限りではない。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二 被扶養者の要件を備える者又は被扶養者の要件を欠くに至つた者の氏名、性別、生年月日、職業、年間所得推計額及び住所並びにその者と組合員との身分関係

三 被扶養者の要件を備えるに至つた年月日又は被扶養者の要件を欠くに至つた年月日及びその理由

四 その他必要な事項

○地方公務員等共済組合法施行規程第97条（組合員証の検認等）

組合は、組合の定めるところにより、組合員証の検認又は更新をするものとする。

- 2 組合員は、検認、更新又は記載事項の訂正のため、組合員証の提出を求められたときは、遅延なく、これを組合に提出しなければならない。
- 3 組合は、前項の規定により組合員証の提出を受けたときは、遅延なく、これを検認し、更新し、又は記載事項を訂正して、その者に交付しなければならない。
- 4 第一項規定により検認又は更新を行つた場合において、その検認又は更新を受けない組合員証は無効とする。

○地方公務員等共済組合法運用方針第1章第2条関係第1項第2号

- 一 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者は、これを被扶養者として取り扱わない。
- 二 次に掲げる者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しない。
 - (一) その者について当該組合員以外の者が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第十一条第一項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
 - (二) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
 - (三) 年額百三十万円以上の所得がある者。ただし、その者の所得の全部若しくは一部が国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付（以下第二条関係において「公的年金等」という。）のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は六十歳以上の者であつてその者の所得の全部若しくは一部が公的年金等に係る所得である場合にあつては、年額百八十万円以上の所得がある者とする。
- 三 二の（三）の所得は、被扶養者としようとするときにおける恒常的な所得の現況により算定する。従つて、過去において二の（三）に定める金額以上の所得があつた場合においても、現在所得がないときは、これに該当しない。
- 四 主として組合員の収入により生計を維持することの認定に関しては、十八歳未満の者、六十歳以上の者、一般職給与法第十一条に相当する給与条例の規定により扶養親族（給与条例の適用を受けない組合員にあつては、これに相当するもの）とされている者、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の学生（同法第四十四条、第四十五条、第五十四条及び第五十四条の二に規定する定時制過程の学生、通信制過程の学生、夜間過程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く。）、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十三号又は第三十四号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族とされている者及び病気又は負傷のため就労能力を失つている者を除き、通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いので、扶養事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認して処理するものとする。なお、これらの者であつても二の（一）から（三）までに該当することが明らかなものは、被扶養者には該当しない。

○山梨県市町村職員共済組合運営規則第6条の2（組合員証の検認等）

組合は、必要に応じて、施行規程第97条（第100条第2項、第100条の2第3項、第110条の4の3第6項、第110条の5第5項、第110条の6第5項及び第184条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証について検認又は更新を行うものとする。この場合において、その実施については、別に定める。